

議長(山口 一成君) 次に1番、上原君代さん。

1番(上原 君代君) 今回は3点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、障害者自立支援法について。

障害者自立支援法は平成18年から施行されましたが、障害者団体をはじめとした運動や国民世論に押されて、平成19年4月から平成21年3月まで特別対策が実施されました。今終わった段階での利用者の現状について、お聞きします。

障がい者の方は障害基礎年金などの収入から応益負担なる利用料を払っています。自宅、あるいはグループホームやケアホームから、いずみ作業所やTOINあーちで働いている方や、在宅で訪問診査や療育指導などを受ける方など、さまざまです。障がいが重いほど必要な支援が多くなり、応益負担額も多くなります。そんな方たちの生活は障害年金などで成り立っている額でしょうか。また、いずみ共同作業所やTOINあーちで働いている方が施設の利用料や光熱費などを払って、その後での賃金がもらえる状況なのか、お聞きします。

また、障害者自立支援法に対する町の考え方もよろしくをお願いします。

議長(山口 一成君) 廣田勇生活福祉部長。

生活福祉部長(廣田 勇君) 上原議員の、障害者自立支援法についてのご質問にお答えを申し上げます。

ご存知のとおり、障がいのある方が地域で安心して暮らせる社会を実現するため、平成18年4月1日に障害者自立支援法が施行され、障がいの種別にかかわらず、必要とされるサービスを利用できるようになりました。

本町では、障害者自立支援法のもと、ご自宅での入浴、排泄などの介護を行う居宅介護のほか、施設入所支援、短期入所、共同生活介護、就労移行支援など、個々の障がいのある方の障がいの程度や社会活動状況、介護者、居住状況などを踏まえ、個別に支給決定が行われる障害福祉サービスと相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付などの地域生活支援事業を実施をいたしております。

これらのサービスに対する利用者負担につきましては、利用したサービス量と所得に着目した負担の仕組み、すなわち1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定とな

っており、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、限度額以上の負担は生じないこととなっております。

平成20年7月には、この所得を判断する際の世帯範囲が見直され、例えば18歳以上の障がい者の場合、従来の住民基本台帳上の世帯から障がいのある方とその配偶者とされました。また、平成21年7月には、負担上限月額の軽減を判断する際に用いられた資産要件が廃止をされました。

このことによりまして、多くの利用者の方々の負担上限額は大きく軽減がされたところでございます。

現在、生活介護や行動援護といった、障害福祉サービスについては、生活保護受給世帯の負担上限額は0円、市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方は1万5,000円、収入が80万円を超える方は2万4,600円、市町村民税課税世帯は3万7,200円となっております。

また、利用されるサービスが、通所施設、ホームヘルプの場合には、市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入額が80万円以下の方は1,500円、ご本人の収入額が80万円を超える方は3,000円、市町村民税課税世帯は9,300円に負担上限額は軽減されております。

市町村民税非課税世帯の方が、入所施設、グループホーム・ケアホームを利用される場合には、定率負担の個別減免制度も適用がされます。

また、食費等実費負担についても減免措置があり、通所施設利用の場合、食費の人件費分を軽減することにより食材料費のみのご負担となりますし、入所施設利用の場合、福祉サービス費や食費・光熱水費の実費負担をされても、少なくとも手元に2万5,000円が残るように補足給付を行うこととなっております。

さらに、生活介護利用者、知的障害者授産施設通所者等には、障害者通所等支援事業として、1人1日につき80円(月額上限1,500円)を支給し、地域での自立生活を支援をいたしております。

このようなさまざまな負担軽減策のほか、障がいのある方が外出する際の移動を支援する「移動支援事業」などの地域生活支援事業を、障害福祉サービスと同月内に利用された場合には、利用者負担額を合算した上で、障害福祉サービスにおける利用者負担上限月額を適用することにより、負担を軽減することとなっておりますし、グループホーム等が、入居している住民税非課税世帯に属する方を対象とし、月額家賃の2分の1を軽減す

る事業を行った場合、軽減を行った対象者それぞれについて、1万7,700円と月額家賃のいずれか低い方の額の2分の1をグループホーム等に補助するなど、地域での自立生活支援のため、利用者の負担軽減に努めております。

障害基礎年金1級を受給されてみえる方は月額8万2,508円(低所得2)を、また、障害基礎年金2級を受給されている方につきましては、月額6万6,008円(低所得1)を受給されており、障害福祉サービスなどをご利用いただくことはできるものとお聞きしております。

また、東員いずみ作業所やTOINあーちで働いてみえる方が施設費や光熱費などを払っても賃金がもらえる状況なのか、とのご質問でございますけれども、東員いずみ作業所は旧法知的障害者授産施設として、長く障がい者の方にご支援をさせていただいておりますが、ここに毎日通所される場合、賃金として月額1万円から2万円が支給されているとお聞きをいたしております。TOINあーちにつきましては、生活介護事業所であり、訓練等が主の施設ではありますが、利用される方の意欲向上にもつながることから、月額2,000円の賃金を支給されているようでございます。

これらのほか、平成19年から20年度にかけての障害者自立支援対策臨時特例基金による特別対策事業として、事業運営円滑化事業、通所サービス利用促進事業、ケアホームの重度障害者支援体制強化事業を実施をし、障害福祉サービス事業所に対し、支援をいたしてまいりました。

この特別対策事業は、引き続き平成23年度まで基金を積み継続して実施されることとなり、事業運営安定化事業、通所サービス等利用促進事業、新事業移行促進事業を実施し、引き続き障害福祉サービス事業所を支援いたしております。

また、自立支援医療制度に基づく医療費の負担軽減や義肢、装具、車いすなどの補装具費の支給も行っております。

障害者自立支援法は年々見直しが見られ、障害福祉サービス利用者の負担軽減を図るなど、改善されてまいりました。今後もその動向を見きわめるとともに、障がいのある方のニーズに合った施策を実施し、引き続き、ご支援に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長(山口 一成君) 上原君代さん。

1番(上原 君代君) ありがとうございました。

東員町は障がい児者を守る会とか、支援者の運動ですごい歴史が古くて、神田公園にあった元の神田幼稚園跡での活動から、平成4年に社会福祉法人いずみができて、そして共同作業所、平成19年のTOINあーちというふうに、すごい歴史が長いからこそ、行政の支援も多くて、土地の援助だけでなく、建設に当たっての補助金など、議会の支援もあって本当にスムーズに運んでいって、まだ幸せな方かなと思っています。

今の回答でもたくさんありがたいことがありました。でも、国の障害者自立支援法も、関係者や支援者の運動や国民世論で、さっきの回答の中でありましたけど、平成19年4月の特別対策、そして平成21年7月からの緊急措置によって、所得を世帯から個人及び夫婦の単位に変更することで、資産要件の撤廃とか市町村税の非課税になり、利用者の負担軽減につながって、その前は高かったんですけど、上限が1,500円になった方が多くなったということも聞きました。本当にそれはよかったと思います。

それでも、毎日いずみ共同作業所とかTOINあーちに毎日通所している人たちは、送迎のバス代とか、お風呂代、そして施設の使用料、減免されているとはいえ、減免されていないと650円の給食代なんですけど、減免されて230円支払います。そうすると、最初、自立支援法ができたころは4万円以上だったんですけど、今低くなって1万5,000円ぐらいになったそうです。でも、これは月曜日から金曜日までのことで、やはり土日、祝日の障がい者の方だって、生きる、そして楽しむ、そういうことで土日も余暇の支援ということで、ヘルパーの人に助けられて買い物に行ったりとか、余暇を利用する、そういう費用で、月に8日から9日ありますので、1万円ぐらいはかかるそうです。そして、障がいが重いと支援の必要量も多くなりますので費用がかかります。でも、東員町としては、平成21年度に重度障害者加算補助金として、月2万円で120万円の予算がついておりました。本当にこれはありがたいんですけど、でも計算したら5人だけなのです。だから重度の人はこれぐらいの計算かなと私は思ったんですけど、5人ということは、本当によっぽどの人だと思います。

本人の障害年金だけでは、さっき2万円ちょっと残るだろうという話があったんですけど、生きていくのがやっとなら、憲法で保障されている生活保障の権利とか健康の医療の権利は今のところは保障されません。親が活着ているから生きていける。見直して応益負担が応能負担になってきたのかなという部分もあるんですけど、やはり根本的には変わっていません。

今までのことは障がい者自身のことだったんですけど、支援法というのはそれだけではありません。事業所への報酬が、今まで利用者が年間25人なら25人で、それによって補助金のいろんな計算ができたんですけど、この支援法は1日ごとの日払い制になっており

まして、きのうは25人来たけど、きょうは23人、おとといは18人だった。そしたらそのように日にちで下りてくるお金が違います。

だから本当に事業運営にも影響しておりまして、ボランティアも含めて一生懸命事業を経営していても、とても赤字で成り立たなくなって閉鎖するところも全国では出ていたりします。

この自立支援法、さっき、少しずつ見直しはあるやろうという話はあったんですけど、やはり見直しでは解決になっていかない部分が多いです。1割というのが決まっておりますので、それだけその人たちが障がいがあったり、いろんなことでお金を必要とします。前は重いなら重いで、収入に応じて払うところがあったけど、収入と計算して払えないような状況であったら、1割ではなくて全額免除された。幾らお金がたくさん要っても払わなくてよかったんだけど、今は1割というのが決まっておりますので、それだけは払わなければいけない。その点、自立支援法という法律に対しての見解をもう一度お聞きします。

議長(山口 一成君) 廣田勇生活福祉部長。

生活福祉部長(廣田 勇君) お答えをさせていただきます。

自立支援法が平成18年4月1日から施行がされたわけでございますけれども、それ以前は支援費等での施策が行われておりました。それが大きく見直されてきたわけでございますけれども、障がい者の方が地域で安全に安定した生活が、ノーマルな形で生活をされるということが最前提でございます。ノーマライゼーションの理念のもとに作成がされた支援法かなというふうに考えております。

そこで、平成18年に当初施行されたのが負担が1割ということでされまして、その負担が大変大きな負担になるということで、年々改正がされてきたわけでございます。先ほど答弁もさせていただいたわけでございますけれども、今の段階では大変改正がされて、非常に軽減がされてきたと思っております。

そして、グループホーム、ケアホーム等につきましても、先ほど言われましたけれども、本人が生活ができていけるのかというふうなことでございますけれども、答弁の中でもさせていただきましたが、国の方からの補助、そして町の方からの単独の補助も出してあります。特に自己負担が1,500円ということもあろうかと思えますし、家賃等につきましても1万7,700円の2分の1、低い方の額でございますけれども、その補助がされます。そうすると個々違いますけれども、自己負担が平均して4万5,000円から5万6,000円ぐらいかなというふうには思いますけれども、障害者基礎年金が、1級の方、2級の方でございますけれども、6万6,000円、8万2,000円ということでございますので、国の方

でも2万5,000円の余裕ということは申しておりますので、現在もその余裕は出ておるのかなというふうに思います。

以上でございます。

議長(山口 一成君) 上原君代さん。

1番(上原 君代君) ありがとうございました。

私が自立支援法についての見解を聞いたのは、今さっき中村議員も政権交代について言いましたけど、今度、政権交代をする中で、民主党は自立支援法は廃止をしようと言っています。そして、野党でも私たち所属している共産党も廃止に向けて頑張る予定ですから、これは、いずれは廃止に向かうのかなと思ってますけど、そういうときに利用者の立場に立って、議会とかそういうものだけでなく、行政も国に対しての要請みたいなものを、意見書を出してほしいと思うから見解を聞きました。

まだ続きなんですけど、東員町の障がい者の親御さんたちは、これも本当に法人ができた段階から、ずっと一生懸命やっております。そして今一番親御さんの心配していることが、自分たちが亡くなった後、この子たちはどうするんだろうと。だから本当に国が方針を出す、ずっと早くからグループホームの設立を目指して、平成10年と平成11年、続けてゆきわり草第1と第2を、平成15年にはつくしの家を自分たちの全額出資で開所しております。そして平成21年5月に、つくしの家第2で初めて東員町からも整備補助金ということで1,500万円を出していただきました。

今度、国の政策で、やはり施設から地域へ移そうということで、地域生活移行ということで、東員町もそれに沿って第2期東員町障害福祉計画等をつくって、国の案に沿ってやりますので、施設入所者を7%地域へ移行するという目標を立てています。そして、東員町の福祉計画の中では、地域移行の受け皿として必要なサービスを充実させ、できるだけ多くの方が地域生活へ移行できるよう、社会福祉法人などが実施するグループホーム等の整備充実の支援を行いますとあります。今まで親御さんたちが自力で開所してきたグループホーム運営の補助金とか、新しく開所するときの施設の補助金を、1,500万円出してもらったつくしの家第2と同じように、これからも出していくということですか。よろしくお願ひします。

議長(山口 一成君) 廣田勇生活福祉部長。

生活福祉部長(廣田 勇君) 施設の建設費につきましては、先ほども言われましたとおり、補助をさせていただいておるところでございますけれども、今問題となっておりますの

は、先ほども言われましたように、地域での生活が今後いかにできるか。親御さんが年をとられて、その後、本人がどう生活できるかというようなことだと思いますけれども、やはりグループホーム、ケアホーム、現在、月曜日から金曜日等が開設をされておりますけれども、今後につきましては、土日についても開設ができるような体制が必要ではないかというふうなことも、今、施設長とも協議をしているところでございますけれども、そういう方向で福祉計画も進めていくべきかなというふうに思っております。

補助金につきましては、今現在、検討をさせていただいておるところでございますけれども、これからも障がい者の方の支援に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(山口 一成君) 上原君代さん。

1番(上原 君代君) ありがとうございます。

施設をつくるときには補助金は確実に出していただけるかなと思いましたが、障がい者の施設で働く人たちも、今では女の方は配偶者がいて、ある程度、生活の柱がある横で、パートなり、それでは困るんですけど、少くも生きがいたからということで仕事もできるんですけど、男の人がこういうところではすごく必要です。障がい者の方は体を支えたりとか、本当に肉体労働が多いので、男の人が必要なんですけど、やはり若い時、生きがいを感じてやっけていても、結婚するころに生活ができないから、子どもが育てられないからということでやめる人が多くいます。でもこの前話を聞いたところでは、いずみの関係では、ほかより一生懸命法人が力を入れているから、僕はずっといますと言っていましたけど、そうやってある程度人並みの生活ができる、職員がちゃんと働けるように、職員もそうやってできるように、そして障がい者の方や年を重ねる親御さんたちも本当に安心できるように、障害者自立支援法の廃止を本当に願っております。

それとは別に、つくしの家なんかのグループホームに対する援助の件なんですけど、今は援助はない、施設の支援だけはあったんですけど、今年、予算で出ている、最初、あーちができた時はあーちの建物のお金だけではなくて、1年目に、あーちだけの経営の安定のためというところで600万円出てるんですけど、いずみ全体で使っては、このときはいけないという感じだったらしいのです。平成20年、平成21年度はあーちという限定の言葉はないんですけど、社会福祉法人運営補助金ということで600万円になっております。だけど、それが今言ったグループホームへ使ってよいのか。いずみとして、法人として600万円をどこへ補助をしてもいいのか、1年目に平成19年度、東員あーちの運営だけにと限定をされておりましたので、法人としてもそのまま続いているのかなという感じで受けとっておりましたので、そこら辺で、あーちがある程度経営が落ち着いてきたら、グルー

プホームの方へ、とても苦しいからそっちへ回したいのだけど、何かできないかなというように感じて言っておりましたので、そこら辺の補助金、同じ600万円は出ております。でも、いずみという言葉もなかったんですけど、予算書では、今年の予算も社会福祉法人運営補助金ということで600万円出ておりますので、そこら辺の使い方としてはどうですか。

議長(山口 一成君) 廣田勇生活福祉部長。

生活福祉部長(廣田 勇君) お答えをさせていただきます。

600万円の補助金でございますけれども、言われたとおり、TOINあーちに対する補助金でございます。これは3年間の補助ということで、3年目が今年ということになっております。

今後、その補助金が継続されるのか、そしてまた、ほかの施設、グループホーム、ケアホームの施設に使えるかどうかということでございますけれども、現在のところ、TOINあーちへの補助金でございますので、そちらの方で使っていただくということを考えております。

その後の補助金、支援はどうするのかということでございますけれども、現在、いずみの方でも決算が出ておりますので、運営状況を見させていただき、また、施設長とも協議をさせていただいて、今後どうするかということは、まだ今後の検討課題かなというふうに思っております。

以上でございます。

議長(山口 一成君) 上原君代さん。

1番(上原 君代君) ありがとうございました。

私としては障害者自立支援法が廃止されて、東員町が、親御さんたちが亡くなった後、本当に安心して亡くなれるようにということで、グループホームが今は土日開いていないのは、土日まで開くと、世話人さんのお金とか、いろんなことで経済的にとてもやれないから、だけど土日、家に帰れば家で食事をし、家族の人の援助が受けられるからということで、土日はしてないというようなことを言っておりましたので、さっき言われたように、親がなき後は土日も年間通じていられるように、それをしようと思えばグループホームに対する運営の補助金、今は出ておりませんよね。今は建てるときの施設の補助金は出ましたけど、運営補助金というのは、さっき確認したら、やはりTOINあーちだけに限るということでしたので、グループホームの運営に対する補助金も出してほしいなと思っております。



これから本当にそういうことを願って、次の質問に移らせていただきます。

2点目は、ごみ行政についてですけど、3月定例会の一般質問でもさせていただきましたけど、特に生ごみの減量がごみ減量のかぎになるということ、町としても認識していると理解しましたので、先日、東員町のごみゼロフォーラムが開催されて、町長もパネラーとして参加されました。そして、町長の話も聞くことができました。

その中で参加者から、ごみゼロプラン推進委員会の1年間のまとめや、クリーン作戦委員会やごみゼロプラン推進委員会が視察研修した滋賀県甲賀市の生ごみ施設導入の件などの質問がありました。町長は、廃油などとあわせて検討していると答えましたが、いつまでも検討だけでは困るので、明解な答えをお願いします。

議長(山口 一成君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) 今後のごみ行政についてのご質問にお答えを申し上げます。

先般、開催されました「東員町ごみゼロフォーラム」に私も参加をさせていただきまして、その時に申し上げましたのは「ごみゼロ社会」の実現を目指すためには、資源循環型社会の構築を図る必要があります。ごみの排出抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)を町民の皆様と行政と事業者が、それぞれの役割を認識しながら連携・協働していくことが必要ではないかと申し上げました。

また、行政としてごみ処理経費を削減するために、生ごみ堆肥化の推進、使用済み天ぷら油の回収や、将来的にはごみ袋の値上げや粗大ごみの有料化なども有効な手段の1つではないかと申し上げ、担当課に、ごみの減量化に向け、検討する旨の指示をしていることもお話をさせていただきました。

この検討と申しますのは、町民の皆さんでおつくりいただいた「東員町ごみゼロプラン」(2016年度を目標)を実現するための長期計画の策定も含めた検討もあわせて行っているところでございます。

また、平成23年度から始まります東員町の第5次長期総合計画におきましても、ごみ減量化について、しっかりと位置づけていく必要もございまして、検討や調整にある程度の時間が必要であることも、ぜひご理解いただきたいと思っております。

ただ、私もごみの減量化策を1年でも早く計画的に実施してまいりたいと考えておりまして、来年度から使用済みの天ぷら油を回収し、燃料化するための施設整備の事業化に向

け、現在、調査等を進めておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長(山口 一成君) 上原君代さん。

1番(上原 君代君) ありがとうございました。

私としては、さっき聞いていて、廃油よりも先に生ごみのことをと思ったんですけど、そちらの方がどうも早くに検討が入るみたいです。

そしてほかに、東員町はRDF施設の関係もあるので、生ごみをどうしていくか、施設との関係で対応を待っていたんですけど、町として本当に真剣に生ごみの減量を考えるのであれば、ごみゼロ推進委員会とクリーン作戦委員会の続きで視察した甲賀市の生ごみ施設のことを、町長はこれをご存じですか。視察というのは、一応町がかかわっている視察ですので、ただ見に行くだけのことではないと思うんです。よかったらそれを参考にして実施していくというのが視察だと思うわけです。

ごみゼロプランが行って、そして後からまたクリーン作戦委員会が行ったということは、やはり本当によかったからで、特にクリーン作戦委員会で行った時に、協働による資源循環型社会への取り組みという資料を甲賀市からいただきました。この資料には、甲賀市が一生懸命考えながら、住民と一緒に最初からこうやってアンケートをとったり、いろんなことをしながらやってきたことが書いてある。本当にわかりやすく貴重な資料です。それにはきちっとお金のことも書いてあります。

特に私が、このやり方はいいな、東員町でやれないかなと思いましたのは、東員町以上の戸数能力の施設で1年間の委託料、これは収集ではなくてランニングコストですけど、これが5,000万円、そして収集委託料が、今だったらシルバーに収集してもらっているお金だと思えますけど2,500万円、種・堆肥用の袋が300万円ということで、年間7,800万円で完全なる生ごみの堆肥ができるわけです。

でも、町としてもしやるなら、町として最初に回収するときは初期設備の収集ボックスが1,000万円余分にはかかるんですけど、でも、このやり方は民間会社がつくったやり方です。だから全国からたくさん視察に来るんですけど、民間で引き受け手がないからということで、なかなか進まないですということも聞きました。だけど、この施設をつくる費用は、東員町の規模でも約1億円で施設ができるのです。だから、もし町が施設をつくって民間に運営を任せるような方式だったら、東員町でも可能だと思いました。

これはその時一緒に行った係の人に、資料を私が請求して先にもらったもので、余分に2～3部もらって担当者に渡しました。この計算、平成19年度で桑名広域の負担金、管理運営分だけで1億9,790万円です。これにはプラスチックや可燃ごみを含んでますので、きちっと私らはわかりませんが、だけど可燃ごみの50%を生ごみが占めておりますので、生ごみだけやったら年間7,800万円は下らないと思いますので、同じくらいの経費だったら、灯油などを使わずに、地球温暖化にならないということで、ぜひいいなと思います。そして、2つの視察には担当課が行っておりますので、こういうことをきちっと道筋が書いてある、お金のことなんかも書いてある。町長はご存じですか。

議長(山口 一成君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) お答えをさせていただきます。

ごみの減量化というのは基本的に非常に難しい。だから、まず町民の皆さんのご理解というんですか、堆肥化施設というんですか、そういう施設をつくっても、ごみの中に金のもので入っておるとか、いろいろなこと、純粋な生ごみを出していただかないと、多分障がいが出てくる。

そして東員町の町の姿というんですか、非常に都市化をしておる町でございます。畜産農家もありません。そんな都市化をしておる町でございますので、施設をつくったら、いろいろな公害的なことを出したら大変なことになりますし、非常に私は難しい町と思います。しかし、ごみの減量化ということはどうしてもしていかないとイケませんので、その辺はもっともっと町民の皆さんと議論をしていく。極端なことを言うと、町全体の大きな施設ではなしに、どこかの1つの自治会でモデルというんですか、そういうようなこともしていかないと、施設をつくったが、いろいろのことでまた問題を起こしては大変でございますので、ごみについては、町民の皆さんともっともっと議論を重ねないと私はだめだと思えます。

施設をつくるのは、お金さえあればできます。できますけども、できた後、公害等を出さない。においとかが、いろいろのことが多分あると思えますので、絶対出ないように、莫大なお金をかければ、今の時代ですので、どんなことでもできると思えますけど、そんなこともできませんので、やはり皆さんが納得していただけるような施設で、町民の皆さんともっと議論を重ねないと、私は生ごみの処理施設というのは難しいと思えます。

そのことも担当の方には十分指示はさせていただいております。そんなことで、まずは廃油の関係でやっていこうということで進めさせていただいておりますので、どうぞひとつご理解をお願いを申し上げたいと思えます。

以上でございます。

議長(山口 一成君) 上原君代さん。

1番(上原 君代君) ありがとうございました。

そういう点でいくと、臭さとかいろんな点では、もしそういう気があったら、視察も幹部の人もしてもらいたいと思います。

そういうこともあると思いますので、ほかのやり方としても、もとのごみゼロプラン推進委員会のパネラーから少し苦言気味の意見がありましたけど、あのやり方、まとめて出しているやり方を、それも考えてほしいと思うんです。町として生ごみ処理機の導入に補助金を出して、本当に積極的な方だと思っています。でも個人で任せていたのでは、なかなか進みません。また、ばらばらの地域で少しずつごみが減っても、回収はしなければいけないので一緒です。

だから生ごみ処理機の方式をもっと取り入れていくのなら、さっき言ったようにモデル地域をつくって、その地域全戸がごみ処理機を使って週2回のごみ回収を中止して、月1回の資源ごみの日に回収するとか、本当にごみ処理機で回収してあれば量も少ないし、においもないので、週2回行かなくていい、月に1回、2カ月に1回でもいいと思います。

でもこれは強制を伴うので、こういうモデル地域方式でやるとすると、機械の購入に当たっては全額公費とか、また補助金額を上げるとかいう、これが条件につくと思います。

ごみゼロプランの提案をしているのは、このやり方で段階的にモデル地域をふやして、数年後には町内全域に拡大の見通しを図れば本当に大成功だなということを提案しておりました。

また、まとめではコンポストの併用になっておるんですけど、コンポスト使用の現状、今、私もコンポストを使ってますけど、敷地面積が広くても、なかなか今のところは普及していないのですね。去年もたしか1けただったと思います。コンポストの場合は生ごみが腐敗しやすいやり方です。だからコンポストの正しい使い方の説明の文書の配布とか説明会を、ごみ処理機とコンポストをふやしていくというのであれば、コンポストの場合、説明会を自治会単位で開くとかいうことで、何をやるにしても、行政が方針を決めたら積極的に全住民に徹底するようにしなければいけないと考えております。そういう点でよろしく願いいたします。

次に、3点目の臨時教諭・保育士の日給についての質問に移ります。

今年の4月から期限つき臨時教諭・保育士の給与は、経験も加味された月給制の体系ができて、とてもよかったと思いますが、今から質問する臨時教諭・保育士とは、年度内で1年未満の産前産後休暇、育児休暇の代替え教諭・保育士や正規の職員が1年間、20日ある有休をとったときの代替えの臨時教諭や保育士についてお聞きします。現在、幾らで通勤手当などはついていますか。また、その現状をどう考えているか、お聞きします。

議長(山口 一成君) 岡野譲治教育長。

教育長(岡野 譲治君) 上原議員の、臨時教諭・保育士の日給についてのご質問にお答えをいたします。

保育園、幼稚園のクラス担任として勤務していただいております期限つき臨時教諭、保育士の方々の賃金につきましては、財政当局のご理解もいただき、今年度より経験を加味した賃金体系へと見直しさせていただきました。

また、年度途中にクラス担任が産前産後休暇、育児休業に入る場合の補充や、クラス増対応のための臨時職員についても、今年度より見直しをさせていただき、日額6,800円をお願いをさせていただいております。

通勤費につきましても、平成19年度より、町の臨時職員取扱要綱を見直し、正規職員に準ずる勤務形態の臨時職員には、正規職員と同額を賃金に上乘せして支給をさせていただいております。

ただし、ご質問のクラス担任以外の臨時教諭、保育士の方々の賃金につきましては、今年度も据え置きの日額6,300円、通勤費支給なしをお願いをしているところでございます。

しかしながら、私どもとしても、近隣市町との賃金格差等の問題がありますなか、優秀な人材を確保し、より質の高い教育・保育を継続させるためには、待遇改善は必要不可欠であると考えているところでございます。それゆえ、引き続き臨時職員の待遇改善に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長(山口 一成君) 上原君代さん。

1番(上原 君代君) 本当に、今聞いて、とてもうれしかったです。上げてもらってある部分、本当にありがたいと思います。

でもその中で、産前産後なんですけど、年度内では足りないけど、例えば平成20年1月から平成21年3月までという、そんな感じのときだったら、期限つき職員になっているのかなとか思ったんですけど、そこら辺はまたこれからの課題として、よろしくお願いします。

それと、隣のいなべ市は期限つきの制度はありませんけど、臨時教諭・保育士で、担任を持っている場合は担任加算とか経験加算があって、年休なんかで入る場合も同じようありまして、加算はありませんけど、時給1,000円ぐらいで年休の代替えに行っているそうです。そこら辺で園長は年休の人の代替えを探すのには苦勞していると思いますので、未来を担う大切な子どもたちのためですので、本当に町民の方々も許してくれると思います。若い方々の定住政策を促進するためにも、保育現場の待遇改善をこれからもよろしくお願いいたします。

これで終わります。